

# 処 分 基 準

平成 1 8 年 7 月 2 6 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第 1 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 7 5 条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：車両の使用制限命令
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第 4 条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第 2 6 条の 8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課駐車対策係
備 考：

別添 処分量定の基準

前歴の回数・放置 違反金の納付命 令の回数  車両の種類	前歴なし			前歴 1 回			前歴 2 回以上
	3 回	4 回	5 回 以上	2 回	3 回	4 回	1 回以上
大型自動車、大型特殊自 動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3 月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2 月	2 月
大型自動二輪車、普通自 動二輪車、小型特殊自動 車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1 月	1 月